未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

No.163　2024年　12月　3日発行

ご存じですか？

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されています

Point① リスクアセスメント実施義務対象物質が大幅に増加
Point② 化学物質管理者の選任が義務化
Point③ 保護具着用管理責任者の選任が義務化

Point ① ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加

ラベル・SDS通知とリスクアセスメント実施義務の対象となる物質に令和6年（2024年）4月より234物質が追加されています！

▶

今後も順次追加されて約2900物質以上が対象になる予定です

対象物質に該当しているかはどこで調べたらいいの？

リスクアセスメントってどんなことをすればいいの？

Answer！

対象物質の確認は検索サイト等で行えます

☆職場のあんぜんサイト（厚生労働省）
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html

☆ケミサポ（労働安全衛生総合研究所）
https://cheminfo.johas.go.jp

Answer！

推定ツール（CREATE-SIMPLE等）やSDSなどを活用して現場のリスクを把握しましょう！

NEXT→

Point ②

化学物質管理者の選任が義務化

令和6年(2024年)4月1日より、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供する事業場で化学物質管理者の選任が義務化されまた！

?どんな人を選任したらいいの?

Answer！

☆リスクアセスメント対象物の製造事業場

▼

専門的講習の修了者

☆リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場

▼

資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

衛生管理者・安全管理者・安全衛生推進者
衛生推進者・作業環境測定士・作業主任者など

?どんな役割があるの?

Answer！

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択・実施の管理
- 化学物質の管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の管理に関わる労働者への周知、教育
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応
- リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合、ラベル・SDSの作成

Point ③

保護具着用管理責任者の選任が義務化

令和6年(2024年)4月1日より、リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場で保護具着用管理責任者の選任が義務化されました！

?どんな人を選任したらいいの?

Answer！

保護具について一定の経験及び知識を有する者

化学物質管理専門家・作業環境管理専門家
労働衛生コンサルタント・第１種衛生管理者
作業主任者・安全衛生推進者など

?どんな役割があるの?

Answer！

- 有効な保護具の選択
- 労働者の使用状況の管理
- その他保護具の管理に関わる業務

弊社では「労働衛生コンサルタント」、「作業環境管理専門家」が法令の相談から個人サンプリング濃度測定、換気装置等の対策まで実施します。お気軽にご連絡ください。

〒416-0906 静岡県富士市本市場422-1
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654
E-mail info@rikka.co.jp
URL https://rikka.co.jp
RIKKA
立華株式会社